

(農林水産委員会)

水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第二四号)(衆議院送

付)要旨

本法律案は、世界的な水産物の需要の増大等を背景に水産加工原材料の供給事情がさらに悪化していること等にかんがみ、引き続き、水産加工施設の改良等に必要な長期かつ低利の資金(以下「水産加工資金」という。)の融通を図るため、平成二十年三月三十一日限りで効力が失われる現行法の有効期限を五年間延長する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、法律の有効期限を五年間延長し、平成二十五年三月三十一日までとする。
- 二、法律の背景事情に、世界における水産物の需要の増大を加えることとする。
- 三、政令で水産加工資金の要件を定めるに際し考慮する事項に、未利用又は利用の程度が低い水産資源の有効な利用の促進を追加することとする。

- 四、政策金融改革により、水産加工資金の融資機関である農林漁業金融公庫が平成二十年十月一日に株式会社日本政策金融公庫に統合されることに伴い、所要の規定の整備を行うこととする。

五、この法律は、公布の日から施行することとする。ただし、四については平成二十年十月一日から施行することとする。